

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 赤 木 一 雄
同 高 橋 雄 大

令和2年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査を実施した監査委員

岸 堅士，土居 幸徳，赤木 一雄，高橋 雄大

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく監査

3 監査の概要

（1）監査のテーマ

市職員が従事する外部団体（以下「団体」という。）における公金外現金の取扱い及び管理について

（2）監査の目的

本市が所有する財産は、法令や岡山市会計規則（以下「市規則」という。）などにより、その取扱いや管理は厳密に規定されている。一方、市職員が団体の会計事務に携わり、当該団体が所有する公金外現金の取扱いを行う場合があるが、公金外現金については、法令や市規則などは適用されず、市有財産と比較して盗難、紛失、横領、流用などが発生するリスクが高いと考えられる。

過去の監査において、団体の会計処理が担当者個人に任せられ、引継ぎが不十分で通帳・印鑑の管理の継承がうまくいかず、支払が遅延していたものが認められた例もあった。

そのような状況から、本市における団体の公金外現金の取扱いの状況及び管理について改めて確認し、課題や問題点などを把握するとともに、職員の意識啓発や内部牽制を図り、事故や不正等の起きない環境の整備を推進することで、今後の適正な事務に資することを目的とした。

(3) 監査の対象

団体において市職員が取り扱う公金外の現金等(現金, 預貯金類)の会計事務とした。

※本監査でいう公金外現金とは, 業務に関連して職員が取り扱う現金(管理・保管のみを含む)で, 本市の所有に属さず, 市規則(公営企業においては会計規程)の適用外のもの。

(4) 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

(5) 監査の着眼点及び実施内容

団体の会計事務について, 全庁的な実態を把握するため, 岡山市監査基準や以下の主な着眼点に基づき, すべての所属に対し調査票の提出を求め, 確認及び質問等の手法により監査を実施した。また, 抽出により複数の所属(施設)に対して, 出納簿や意思決定文書の作成状況, 領収書等の証拠書類の整理保管状況, 現金や通帳等の管理状況などについて, 現地調査を行った。

〈主な着眼点〉

ア 団体の会計処理

- ・会計処理に関する規程等が整備され, 規程等に則って事務処理がされているか
- ・会計事務のチェック体制は確立され, 機能しているか
- ・領収書等の証拠書類は徴され, 適切に保管されているか

イ 団体の現金等管理状況

- ・現金の管理方法は適切か
- ・通帳, 届出印の管理方法は適切か

(注) 構成比について, 表示の1桁下位で四捨五入しているため, 比率合計が100にならない場合がある。

4 全庁実態調査の結果の概要

全庁的な実態を把握するため、すべての所属に対し令和2年9月14日付けで、「公金外現金等の取扱い及び管理について」の一次調査票を配布し、所管する団体の会計事務について、対象団体の有無を9月30日までに、調査票を10月16日までに回答するよう通知した。また、一次調査で調査票の提出のあった119団体全てに対して、二次調査票を配布し、通帳等の保管状況、出納簿や団体会計規程の作成の有無などについて、12月22日までに回答するよう通知した。

この全庁実態調査において提出された調査票の集約結果は以下のとおりである。

(1) 所管団体の数

団体数の合計は119団体であり、41部署が団体を所管している。

行政機構 (R2. 4. 1)	回答状況	
	所管部署数	団体数
市長事務部局		
危機管理室		
市長公室		
政策局		
総務局	2	2
財政局	1	1
市民生活局	3	8
市民協働局	3	4
北区役所	5	8
中区役所		
東区役所	2	8
南区役所		
保健福祉局	2	4
岡山っ子育成局	1	5
環境局	3	5
産業観光局	5	12
都市整備局	1	3
下水道河川局	2	7
会計管理室		
消防局	4	9
水道局	1	1
市場事業部		
教育委員会	3	38
選挙管理委員会		
人事委員会		
監査事務局	1	1
農業委員会	1	2
議会事務局	1	1
計	41	119

(注) 公民館は、教育委員会の課に含めて集計した。

(2) 監査対象団体

当監査の対象は市職員が取り扱うあらゆる団体の公金外現金としたところであるが、調査を進める中で運営に当たり何らかの公金を投入し、財政的援助を与えている団体（以下「財政的援助団体」という。）と、全て私費によって運営されている団体（以下「私費団体」という。）があることが判明した。

団体の財源に公金（補助金、負担金、出捐金等、並びに間接的な援助を含む）が含まれているか、全て私費によって賄われているかについて調査した結果、77団体(64.7%)は財政的援助団体であり、残り42団体(35.3%)は私費団体であった。

この結果を踏まえ、団体の財源に公金が入っている財政的援助団体77団体について、全庁実態調査の結果を報告する。

区 分	財政的援助 団体	私費団体	計
団体数	77	42	119
構成比 (%)	64.7	35.3	100

(3) 財政的援助団体の基本情報

ア 団体の財政規模

令和元年度決算において、収入においては10万円以上100万円未満の団体が最も多く25団体(32.5%)となっている。また、支出においても、10万円以上100万円未満の団体が最も多く28団体(36.4%)となっている。

(収入決算額)

区 分	10万円 未満	10万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億円 未満	1億円 以上	計
団体数	2	25	21	9	12	2	6	77
構成比 (%)	2.6	32.5	27.3	11.7	15.6	2.6	7.8	100

(支出決算額)

区 分	10万円 未満	10万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億円 未満	1億円 以上	計
団体数	5	28	19	10	8	2	5	77
構成比 (%)	6.5	36.4	24.7	13.0	10.4	2.6	6.5	100

イ 設置規程（規約・会則等）の整備状況

設置規程の整備状況は、次のとおりとなっている。すべての団体で、規則・会則等が整備されていた。

区 分	有	無	計
団体数	77	0	77
構成比 (%)	100	0	100

ウ 団体設立後の経過年数

団体設立後の経過年数の状況は、次のとおりとなっている。設立後15年以上の団体が最も多く59団体（76.6%）となっている。

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	不明	計
団体数	4	2	9	59	3	77
構成比 (%)	5.2	2.6	11.7	76.6	3.9	100

(4) 財政的援助団体の会計事務

ア 団体における会計規程等の整備状況

団体独自の会計規程やマニュアルの作成状況は、次のとおりとなっている。62団体（80.5%）において、会計規程等が整備されていなかった。

区 分	有	無	計
団体数	15	62	77
構成比 (%)	19.5	80.5	100

イ 課係別事務分担に記載した団体の業務に従事する職員数

各課が人事課へ提出している「課係別事務分担」に団体の業務に従事と記載している市職員数は、次のとおりとなっている。10団体（13.0%）において、担当者を「1人」としていた。

区 分	1人	2人	3人以上	計
団体数	10	8	59	77
構成比 (%)	13.0	10.4	76.6	100

ウ 出納簿の作成状況

収支を総括する出納簿の作成状況は、次のとおりとなっている。17 団体(22.1%)において、出納簿が作成されていなかった。

区 分	有	無	計
団体数	60	17	77
構成比 (%)	77.9	22.1	100

エ 決算の実施状況

決算の実施状況は、次のとおりとなっている。すべての団体で、決算書が作成されていた。

区 分	有	無	計
団体数	77	0	77
構成比 (%)	100	0	100

オ 監事による監査の実施

監事による監査の実施状況は、次のとおりとなっている。すべての団体で、監事による監査が実施されていた。

区 分	有	無	計
団体数	77	0	77
構成比 (%)	100	0	100

カ 意思決定文書

予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出についての意思決定経過を記録する文書の作成状況は、次のとおりとなっている。19 団体(24.7%)において、文書が作成されていなかった。6 団体(7.8%)において、管理監督者の文書による意思決定が事後であった。

区 分		団体数	構成比 (%)
意思決定文書有	事前決裁	52	67.5
	事後決裁	6	7.8
	小計	58	75.3
意思決定文書無		19	24.7
計		77	100

キ 支出を証する書類の状況

支出を証する客観的な書類である領収書等を徴収、保管している団体は、次のとおりとなっている。2 団体(2.6%)は、新型コロナの影響で大会がなく支払いがなかった団体と、委託料のみで振込による支払いのみである団体であるため、領収書が存在していなかった。

区 分	有	無	計
団体数	75	2	77
構成比 (%)	97.4	2.6	100

ク 通帳の保有及び保管の状況

すべての団体で、口座を開設している。通帳の保管場所は、次のとおりとなっており、すべての団体で、施錠できる場所に保管されていた。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
団体数	37	32	8	0	0	0	77
小計	77			0			77
構成比 (%)	100			0			100

ケ 届出印の保管場所

届出印の保管場所は、次のとおりとなっている。

施錠していない場所に保管していたのは、7団体(9.1%)であった。内訳は、1団体がキャビネット・ロッカー、6団体が事務机であった。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
区分							
団体数	21	29	20	0	1	6	77
小計	70			7			77
構成比(%)	90.9			9.1			100

コ 通帳と届出印の取扱者の状況

通帳と届出印の取扱者の状況は、次のとおりとなっている。22団体(28.6%)において、取扱者が同一の職員であった。

区分	別の職員	同一の職員	計
団体数	55	22	77
構成比(%)	71.4	28.6	100

サ キャッシュカードの保有及び保管状況

キャッシュカードは、12団体(15.6%)が保有していた。キャッシュカードの保管場所は、次のとおりとなっている。すべての団体で、施錠のできる場所に保管していた。

施錠の有無	施錠有		施錠無		計
	金庫	キャビネット・ロッカー	金庫	キャビネット・ロッカー	
区分					
団体数	3	9	0	0	12
小計	12		0		12
構成比(%)	100		0		100

シ 保管現金の状況

(ア) 保管現金の有無

現金の保管状況は、次のとおりとなっている。現金を事務室内で保管している団体は、61団体（79.2%）であった。

区 分	有	無	計
団体数	61	16	77
構成比 (%)	79.2	20.8	100

(イ) 保管現金額

そのうち、保管現金額は、次のとおりとなっている。支払いまでの短期間に現金を手許に保管している団体が、56団体（91.8%）であった。

区 分	収入や支払いの都度の金額	1万円未満	1万円以上5万円未満	計
団体数	56	2	3	61
構成比 (%)	91.8	3.3	4.9	100

(ウ) 現金の保管場所

保管場所の状況は、次のとおりとなっている。すべての団体で、施錠可能な場所に保管していた。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
区 分							
団体数	40	18	3	0	0	0	61
小計	61			0			61
構成比 (%)	100			0			100

ス 小口現金（支払準備等のための手許現金，近距離旅費や駐車料金など）の使用の状況

(ア) 小口現金使用の有無

小口現金の使用の状況は，次のとおりとなっている。使用している団体は，5団体（6.5%）であった。

区 分	有	無	計
団体数	5	72	77
構成比（%）	6.5	93.5	100

(イ) 小口現金の金額

小口現金の金額は，次のとおりとなっている。最大は，3万円であった。

区 分	1万円未満	1万円以上 3万円以下	計
団体数	3	2	5
構成比（%）	60.0	40.0	100

(ウ) 小口現金の保管場所

保管場所の状況は，次のとおりとなっている。すべての団体で，施錠可能な場所に保管していた。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビ ネット ・ロッ カー	事務机	金庫	キャビ ネット ・ロッ カー	事務机	
団体数	1	3	1	0	0	0	5
小計	5			0			5
構成比（%）	100			0			100

セ 立替払の状況

立替払を実施しているかどうかの状況は、次のとおりとなっている。立替払を行っている団体は、22 団体 (28.6%) であった。

立替払を実施している団体のうち、立替払の経緯を文書により記録していない団体は、10 団体 (13.0%) であった。

区 分		団体数	構成比 (%)	
立替払有	立替払の経過の記録	有	12	15.6
		無	10	13.0
	小計	22	28.6	
立替払無		55	71.4	
計		77	100	

ソ 管理監督者による定期的な確認状況

(ア) 定期的な確認の有無，その記録の有無

管理監督者による出納簿，関係書類，通帳，保管現金等の定期的な確認状況は次のとおりとなっている。7 団体 (9.1%) において，定期的な確認を実施していなかった。また，確認を実施している 70 団体 (90.9%) のうち，35 団体 (45.5%) は確認した事実を記録していなかった。

区 分	団体数	定期的確認の記録	
		記録有	記録無
定期的確認有	70	35	35
定期的確認無	7	—	7
計	77	35	42

(イ) 定期的な確認の頻度

定期的確認を実施している 70 団体のうち、管理監督者による定期的な確認の頻度は、次のとおりとなっている。そのうち毎月実施していない団体は、62 団体 (88.6%) であった。

区 分	毎月	3カ月以内	6カ月以内	1年以内	1年越	計
団体数	8	4	2	55	1	70
構成比 (%)	11.4	5.7	2.9	78.6	1.4	100

5 財政的援助団体の実地調査結果の概要

全庁実態調査により提出された調査票に基づき、現金等の安全管理の観点から、通帳及び届出印が同一の職員で管理されている団体、管理監督者の定期的確認ができていない団体、現金出納簿等の整備がない団体の中から選定し実地調査を行うこととした。また、選定にあたり所管課ができるだけ偏らないよう、平成 18 年度以降に財政援助団体等監査を実施した団体は除いた。この条件で、合計 14 団体を次のとおり実地監査をした。

令和 3 年 2 月 1 日から 2 月 25 日までの期間に、監査対象所属（施設）の職員が会計事務に携わっている団体の現金出納簿や収入・支出に係る意思決定文書の作成状況、領収書等の証拠書類の整理保管状況、現金や通帳等の管理状況などについて現状の確認を行うとともに、職員に聞き取り調査を行った。

なお、必要に応じてその場で指導を行った。

所 管 課			団 体 名	歳出決算額
総務局	総務部	総務法制企画課	岡山県都市法規事務研究会	112,014 円
市民生活局	市民生活部	生活安全課	岡山市消費生活研究協議会	558,313 円
市民生活局	スポーツ文化部	文化振興課	岡山芸術交流実行委員会	494,023,604 円
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課	岡山県自治会連合会	1,125,756 円
北区役所		建部町 B & G 海洋センター (総務・地域振興課)	岡山市建部町カヌー競技実行委員会	2,260,742 円
保健福祉局	保健所	健康づくり課	岡山市おやこクラブネットワーク	1,973,089 円
岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	「わくわく子どもまつり in 岡山ドーム」実行委員会	1,310,156 円
環境局	環境部	環境事業課	岡山市環境衛生連合協議会	3,376,674 円
産業観光局	観光部	観光振興課	おかやま桃太郎まつり運営委員会	103,355,303 円
産業観光局	農林水産部	農林水産課	岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会	375,848 円
都市整備局	道路部	道路計画課	一般国道 180 号岡山県整備促進期成会	233,318 円
下水道河川局	下水道経営部	下水道経営企画課	岡山県下水道協会	9,979,204 円
消防局	消防総務部	消防企画総務課	岡山県都市消防連絡協議会	887,029 円
消防局	警防部	警防課	岡山県南高速道路消防連絡協議会	123,003 円

(1) 現地調査の結果

ア 会計処理に関する規程は適切に整備されているか

2 団体は独自の会計規程を整備していた。12 団体は独自の規程やマニュアルを整備していなかったが、そのうち 2 団体は市規則に準じた取扱いを行っていた。

イ 事務処理は適正に行われているか

(ア) 事務従事者の状況

事業の運営や、会計処理上の決裁は複数で行っているものの、通帳や届出印の管理や入出金については担当者 1 人で行っている団体が見受けられた。

(イ) 出納簿の作成状況

出納簿については、市販の現金出納帳に記載したり、パソコンで管理し定期的に打ち出したりするなどして、10 団体が作成していた。作成していない 4 団体は、通帳に直接記入することにより管理していた。

(ウ) 決算文書等の作成、保管の状況

すべての団体において、決算書が作成され、保管されていることを確認した。

(エ) 収入・支出に係る意思決定文書の有無

予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出についての意思決定経過を記録する文書については、9 団体が作成、決裁をしていた。7 団体は事務(局)長である部長、課長による事前決裁を受けており、事後決裁は 2 団体で、1 団体は最終決裁者が外部の人であるため、1 団体は課長に口頭で承認を受け支払ってから事後に決裁を受けていた。5 団体は作成していなかった。

(オ) 支出を証する書類の状況

すべての団体において、口座振り込み以外の場合は、支出を証する客観的な書類である領収書等を徴し、保管していた。

(カ) 通帳、届出印の管理状況

4 団体において、通帳と届出印を同じ金庫やロッカーに保管していた。また、5 団体において、同じ職員が通帳と届出印を管理していた。

なお、すべての団体において、課長席横のロッカーに保管する、支払の際に複数の職員でチェックするなどの不正を防止する措置が実施されていた。

(キ) キュッシュカードの保有及び管理の状況

4 団体において、キャッシュカードを保有していた。緊急の支払いで銀行営業時間外に払い戻しをするため、振込手数料が割安のため等の理由が挙げられた。

(ク) 金券類の管理の状況

金券については、切手を所有している団体が3団体あったが、市会計課作成の管理台帳で管理され、施錠のできるロッカーで保管されていた。

(ケ) 立替払の状況

5団体において、ガソリン代の支払いや、予定されていなかった会議負担金・旅費について立替払を実施していた。そのうち、2団体は立替払の経緯を文書により記録していなかった。

ウ 会計事務のチェック体制は確立されているか

(ア) 決算の承認状況

すべての団体で、総会等で決算の承認を受けていた。

(イ) 監事監査の実施状況

すべての団体で、複数の監事による監査を受けていた。

(ウ) 管理監督者による定期的な確認状況

支払いなどの都度に、管理監督者を含め複数の職員で帳簿や通帳を確認している団体が多いが、年に1、2回しか確認していない団体もあり、3団体は定期的な確認はしていなかった。

6 まとめ（意見・要望）

財政的援助団体における公金外現金の取扱い及び管理について、各所属等から提出された調査票や関係資料を確認した結果と現地調査の結果を述べてきたが、事務の改善や検討を要する事項があると考えるので、今後の事務においては、以下の事項に注意しながら、改善に向けて積極的な取り組みを求めるものである。

(1) 団体における会計事務の取扱いについて

大多数の団体において独自の規程等を整備していない状況である。独自の規程を整備していない団体は、市規則に準じた事務の取扱いをされるよう努められたい。

(2) 収入・支出に関する手続きについて

ア 意思決定文書

予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出についての意思決定経過を記録する文書が作成されていない団体や、管理監督者の文書による意思決定が事後になっている団体が見られた。担当者の判断のみで収入及び支出が行われることのないよう、事前に文書により意思決定を行うことを検討されたい。

イ 出納簿の作成

会計事務では、出納簿によって収支の状況を明らかにし現金残高の確認をする必要があることから、出納簿の未整備の団体については、通帳に記入するだけでなく、出納簿を整備することを検討されたい。

ウ 立替払

立替払を実施している団体があるが、立替払は、団体の資金と私費との区別が不明瞭となるおそれがあるなど、会計処理上適切ではない。したがって、支出予定金額について事前に資金前渡で用意し、支払後は速やかに精算するなど、公金に準じた取扱いを検討されたい。

(3) 現金、預金等の管理について

ア 事務従事者の状況

事業の運営や、会計処理上の決裁は複数で行っているものの、通帳や届出印の管理や入出金については担当者1人で処理している団体が見受けられた。担当者1人で関わることのないように、体制の見直しを図られたい。

イ 通帳、届出印の保管・管理

通帳、届出印の管理は、紛失や盗難による被害を防止するため、より厳格な取扱いが求められる。施錠できない場所に保管している団体は早急に改善するとともに、通帳と届出印は別の場所で保管するようにされたい。

また、同一職員が通帳と届出印を管理すると、預金の引出しが容易となることから、通帳と届出印は別の職員で管理し、相互牽制が図られるようにされたい。

ウ キャッシュカードの保有

キャッシュカードは、急な出費に対応できるというメリットはあるが、反面、その便利さが不正や事故に直結するおそれがあることから、その利用は緊急時のみに限定し、管理は所属長等が担当するなど厳重な管理を望みたい。

(4) 会計事務のチェック体制について

ア 管理監督者による定期的な確認

出納簿、関係書類、通帳や現金の管理については、会計事務担当者1人に任せるのではなく、複数の職員による点検に加え、管理監督者である課長等が定期的に点検を行うなど、チェック体制を強化されたい。

7 むすび

市職員が様々な団体の公金外現金を管理している実態がある。団体の運営は本来、自主的自立的に行われるものであり、設立後15年以上経過している団体が8割弱あつて、設立後の社会状況や行政需要も変化していることから、まずは、市の関与のあり方、市との役割分担等について検証することにより、市職員の会計処理や現金等の管理の対する関与の必要性や程度について検討されたい。

今回の監査では、団体の会計処理、現金等の管理の事務が適切に行われているかに重点を置いて実施した。

監査の結果、各団体においては盗難や私的流用を防止するための工夫や努力をされており、全体的には概ね適正に処理されていたが、前述のとおり、一部団体の個々の項目において改善すべき事項が見受けられた。今後は、所属において個別事項ごとに述べた点を速やかに改善し、適正な事務の執行、管理運用に努められたい。

公金の管理については、市規則やマニュアルなどによって厳格に運用されているが、公金外現金については、団体を所管する所属の裁量に委ねられている部分が多いことから、厳格なチェックよりも利便性を優先した運用が気付かぬうちにとられている場合もある。市職員が公金外現金の管理に携わる以上、公務員としての高い倫理観を持ち、公平で公正な姿勢で管理に携わることのできる環境づくりに努めるとともに、所属あるいは市としての内部統制、内部牽制を機能させ、不正や事故等が発生しない仕組みづくりに努められるよう要望するものである。

【参 考】

8 私費団体の全庁実態調査の結果の概要

私費団体においては、団体の財源に公金が入っていないが、調査結果を参考に掲載する。

(1) 私費団体の基本情報

ア 団体の財政規模

(収入決算額)

区 分	10万円 未満	10万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億円 未満	1億円 以上	計
団体数	6	32	2	0	2	0	0	42
構成比 (%)	14.3	76.2	4.8	0	4.8	0	0	100

(支出決算額)

区 分	10万円 未満	10万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億円 未満	1億円 以上	計
団体数	25	14	1	1	1	0	0	42
構成比 (%)	59.5	33.3	2.4	2.4	2.4	0	0	100

イ 設置規程（規約・会則等）の整備状況

区 分	有	無	計
団体数	42	0	42
構成比 (%)	100	0	100

ウ 団体設立後の経過年数

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	不明	計
団体数	2	0	4	34	2	42
構成比 (%)	4.8	0	9.5	81.0	4.8	100

(2) 私費団体の会計事務

ア 団体における会計規程等の整備状況

団体独自の会計規程やマニュアルの作成状況は、次のとおりとなっている。1団体(2.4%)を除いて、会計規程等が整備されていなかった。

区 分	有	無	計
団体数	1	41	42
構成比 (%)	2.4	97.6	100

イ 課係別事務分担に記載した団体の業務に従事する職員数

区 分	1人	2人	3人以上	計
団体数	1	9	32	42
構成比 (%)	2.4	21.4	76.2	100

ウ 出納簿の作成状況

収支を総括する出納簿の作成状況は、次のとおりとなっている。3団体(7.1%)において、出納簿が作成されていなかった。

区 分	有	無	計
団体数	39	3	42
構成比 (%)	92.9	7.1	100

エ 決算の実施状況

区 分	有	無	計
団体数	42	0	42
構成比 (%)	100	0	100

オ 監事による監査の実施

区 分	有	無	計
団体数	42	0	42
構成比 (%)	100	0	100

カ 意思決定文書

予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出についての意思決定経過を記録する文書の作成状況は、次のとおりとなっている。34 団体(81.0%)において、文書が作成されていなかった。1 団体(2.4%)において、管理監督者の文書による意思決定が事後であった。

区 分		団体数	構成比 (%)
意思決定文書有	事前決裁	7	16.7
	事後決裁	1	2.4
	小計	8	19.0
意思決定文書無		34	81.0
計		42	100

キ 支出を証する書類の状況

区 分	有	無	計
団体数	42	0	42
構成比 (%)	100	0	100

ク 通帳の保有及び保管の状況

すべての団体で、口座を開設している。通帳の保管場所は、次のとおりとなっており、すべての団体で、施錠している場所に保管していた。

なお、4団体においては通帳を作成していなかったが、当監査を契機として通帳を作成していた。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
区分							
団体数	20	20	2	0	0	0	42
小計	42			0			42
構成比 (%)	100			0			100

ケ 届出印の保管場所

届出印の保管場所は、次のとおりとなっている。

施錠していない場所に保管していたのは、2団体(4.8%)。内訳は、1団体はキャビネット・ロッカー、もう1団体は事務机であった。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
区分							
団体数	14	13	13	0	1	1	42
小計	40			2			42
構成比 (%)	95.2			4.8			100

コ 通帳と届出印の取扱者の状況

通帳と届出印の取扱者の状況は、次のとおりとなっている。3団体(7.1%)において、取扱者が同一の職員であった。

区分	別の職員	同一の職員	計
団体数	39	3	42
構成比 (%)	92.9	7.1	100

サ キャッシュカードの保有及び保管状況

キャッシュカードは、2団体(4.8%)が保有していた。キャッシュカードの保管場所は、次のとおりとなっている。すべての団体で、施錠のできる金庫に保管していた。

施錠の有無	施錠有		施錠無		計
	金庫	キャビネット ・ロッカー	金庫	キャビネット ・ロッカー	
区分					
団体数	2	0	0	0	2
小計	2		0		2
構成比 (%)	100		0		100

シ 保管現金の状況

(ア) 保管現金の有無

現金の保管状況は、次のとおりとなっている。現金を事務室内で保管している団体は、39団体(92.9%)であった。

区分	有	無	計
団体数	39	3	42
構成比 (%)	92.9	7.1	100

(イ) 保管現金額

そのうち、保管現金額は、次のとおりとなっている。支払いまでの短期間に現金を手許に保管している団体が、31団体(79.5%)であった。

区分	収入や支払いの都度の金額	1万円未満	1万円以上 5万円未満	計
団体数	31	3	5	39
構成比 (%)	79.5	7.7	12.8	100

(ウ) 現金の保管場所

保管場所の状況は、次のとおりとなっている。すべての団体で、施錠可能な場所に保管していた。

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	金庫	キャビネット・ロッカー	事務机	
区分							
団体数	22	16	1	0	0	0	39
小計	39			0			39
構成比 (%)	100			0			100

ス 小口現金（支払準備等のための手許現金、近距離旅費や駐車料金など）の使用の状況

(ア) 小口現金使用の有無

区分	有	無	計
団体数	1	41	42
構成比 (%)	2.4	97.6	100

(イ) 小口現金の金額

区分	1万円未満	1万円以上 3万円以下	計
団体数	1	0	1
構成比 (%)	100	0	100

(ウ) 小口現金の保管場所

施錠の有無	施錠有			施錠無			計
	金庫	キャビネット・ロッカー	金庫	キャビネット・ロッカー	金庫	キャビネット・ロッカー	
区分							
団体数	1	0	0	0	0	0	1
小計	1			0			1
構成比 (%)	100			0			100

セ 立替払の状況

立替払を実施しているかどうかの状況は、次のとおりとなっている。立替払を行っている団体は、10 団体（23.8%）であった。

立替払を実施している団体のうち、立替払の経緯を文書により記録していない団体は、6 団体（14.3%）であった。

区 分		団体数	構成比 (%)
立替払有	立替払の経過の記録	有	4 9.5
		無	6 14.3
	小計		10 23.8
立替払無		32	76.2
計		42	100

ソ 管理監督者による定期的な確認状況

(ア) 定期的な確認の有無，その記録の有無

管理監督者による出納簿，関係書類，通帳，保管現金等の定期的な確認状況は次のとおりとなっている。3 団体（7.1%）において，定期的な確認を実施していなかった。

確認を実施している 39 団体（92.9%）のうち，12 団体（28.6%）は確認した事実を記録していなかった。

区 分	団体数	定期的確認の記録	
		記録有	記録無
定期的確認有	39	27	12
定期的確認無	3	—	3
計	42	27	15

(イ) 定期的な確認の頻度

定期的確認を実施している 39 団体のうち，管理監督者による定期的な確認の頻度は，次のとおりとなっている。毎月実施していない団体は，34 団体（87.2%）であった。

区 分	毎月	3カ月以内	6カ月以内	1年以内	1年越	計
団体数	5	2	0	32	0	39
構成比 (%)	12.8	5.1	0	82.1	0	100

9 私費団体の実地調査の結果の概要

前述の財政的援助団体 14 団体の実地調査と同様に、私費団体についても実地調査を 6 団体行った。その調査結果を参考に掲載することとする。

所 管 課			団 体 名	歳出決算額
東区役所		総務・地域振興課	東区スポーツ協会連合会	190,398 円
教育委員会事務局	生涯学習部	福田公民館(生涯学習課)	岡山市立福田公民館運営委員会	80,900 円
教育委員会事務局	生涯学習部	大元公民館(生涯学習課)	岡山市立大元公民館運営委員会	172,831 円
教育委員会事務局	生涯学習部	高島公民館(生涯学習課)	岡山市立高島公民館運営協議会	51,630 円
教育委員会事務局	生涯学習部	東山公民館(生涯学習課)	岡山市立東山公民館運営委員会	99,720 円
農業委員会事務局			岡山市耕作放棄地対策協議会	52,620 円

(1) 現地調査の結果

ア 会計処理に関する規程は適切に整備されているか
すべて整備していなかった。

イ 事務処理は適正に行われているか

(ア) 事務従事者の状況

事業の運営や、会計処理上の決裁は複数で行っているものの、通帳や届出印の管理や入出金については担当者 1 人に行わせている団体が見受けられた。

(イ) 出納簿の作成状況

出納簿については、市販の現金出納帳に記載したり、パソコンで管理し定期的に打ち出したりするなどして、5 団体が作成していた。作成していない 1 団体は、通帳に直接記入することにより管理していた。

(ウ) 決算文書等の作成、保管の状況

すべての団体で、決算書が作成され、保管されていることを確認した。

(エ) 収入・支出に係る意思決定文書の有無

予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出についての意思決定経過を記録する文書については、1 団体が事務長である課長による事前決裁を受けていた。団体は作成しておらず、そのうち 1 団体は当監査を契機として作成を開始するとした。

(オ) 支出を証する書類の状況

すべての団体で、口座振り込み以外の場合は、支出を証する客観的な書類である領収書等を徴し、保管していた。

(カ) 通帳、届出印の管理状況

3 団体で通帳と届出印を同じ金庫やロッカーに保管していた。また、1 団体で、同じ職員が通帳と届出印を管理していた。

なお、すべての団体において、支払の際に複数の職員でチェックするなどの不正を防止する措置が実施されていた。

(キ) キュッシュカードの保有及び管理の状況

1 団体において、キャッシュカードを保有していたが、利用していないとの回答であった。

(ク) 金券類の管理の状況

金券については、所有している団体はなかった。

(ケ) 立替払の状況

1 団体が、消耗品の購入において、立替払を実施しており、立替払の経緯を文書により記録していなかった。

ウ 会計事務のチェック体制は確立されているか

(ア) 決算の承認状況

すべての団体で、総会等で決算の承認を受けていた。

(イ) 監事監査の実施状況

すべての団体で、複数の監事による監査を受けていた。

(ウ) 管理監督者による定期的な確認状況

すべての団体で支払いなどの都度に、管理監督者を含め複数の職員で帳簿や通帳を確認していた。

10 私費団体についての意見・要望

私費団体においても、その運営は本来、自主的自立的に行われるものであり、設立後15年以上経過している団体が約8割あって、設立後の社会状況や行政需要も変化していることから、まずは、市の関与のあり方、市との役割分担等について検証することにより、私費を市職員が取り扱う必要があるかどうかを検討願いたい。

また、財政的援助団体における公金外現金の取扱い及び管理について意見・要望した内容について、私費団体においても、適切な事務処理に向けて参考として活用していただきたい。

【資料】

市職員が従事する外部団体一覧

所 管 課			団 体 名
財政的援助団体			
総務局	総務部	総務法制企画課	岡山県都市法規事務研究会
総務局	人事部	給与課	岡山市職員厚友会
財政局	財務部	財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発公社
市民生活局	市民生活部	生活安全課	岡山市消費生活研究協議会
市民生活局	市民生活部	生活安全課	岡山市交通安全母の会連絡協議会
市民生活局	市民生活部	生活安全課	岡山市交通安全対策協議会
市民生活局	スポーツ文化部	スポーツ振興課	岡山市婦人バレーボール協議会
市民生活局	スポーツ文化部	文化振興課	岡山芸術交流実行委員会
市民生活局	スポーツ文化部	文化振興課	岡山市文学賞運営委員会
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課	岡山市連合町内会
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課	岡山県自治会連合会
市民協働局	市民協働部	SDGs・ESD 推進課	岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会
市民協働局	市民協働部	国際課	岡山市国際交流協議会
北区役所		建部町B&G海洋センター (総務・地域振興課)	岡山市建部町カヌー競技実行委員会
北区役所		建部町B&G海洋センター (総務・地域振興課)	B&G建部海洋クラブ
北区役所		農林水産振興課	東西半郷用水施設管理協議会
北区役所		土木農林分室	大正池水利組合
北区役所		土木農林分室	階田用水施設管理協議会
北区役所		御津支所総務民生課	御津地区環境衛生協議会
北区役所		建部支所総務民生課	御津建部地区交通安全対策協議会
東区役所		総務・地域振興課	西大寺観光協会
東区役所		総務・地域振興課	西大寺朝市実行委員会
東区役所		総務・地域振興課	西大寺ファンタジー実行委員会
東区役所		総務・地域振興課	会陽冬花火実行委員会
東区役所		瀬戸支所総務民生課	瀬戸町環境衛生協議会
東区役所		瀬戸支所総務民生課	瀬戸町交通安全母の会
東区役所		瀬戸支所総務民生課	赤磐交通安全協会瀬戸支部
保健福祉局	保健福祉部	福祉援護課	岡山市民生委員児童委員協議会
保健福祉局	保健所	健康づくり課	岡山市愛育委員協議会
保健福祉局	保健所	健康づくり課	岡山市栄養改善協議会
保健福祉局	保健所	健康づくり課	岡山市おやこクラブネットワーク
岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	心豊かな岡山っ子応援団
岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	岡山市新成人の集い実行委員会

岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	岡山市青少年育成協議会
岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	「わくわく子どもまつり in 岡山ドーム」実行委員会
岡山っ子育成局	子育て支援部	地域子育て支援課	岡山市児童クラブ連合会
環境局	環境部	環境保全課	岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会
環境局	環境部	環境事業課	岡山市環境衛生連合協議会
環境局	環境部	環境事業課	岡山地区環境衛生協議会
環境局	環境部	環境事業課	岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会
環境局	環境施設部	環境施設課	岡山市浅越スポーツパーク運営協議会
産業観光局	商工部	産業振興・雇用推進課	岡山市商店会連合会
産業観光局	観光部	観光振興課	おかやま桃太郎まつり運営委員会
産業観光局	観光部	プロモーション・MICE 推進課	岡山型ヘルスツーリズム連携協議会
産業観光局	観光部	プロモーション・MICE 推進課	岡山ビジットアソシエーション
産業観光局	観光部	プロモーション・MICE 推進課	日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	一般財団法人 岡山市水産協会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	児島湾漁業振興協会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	おかやま菊花協会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	岡山市地域農業再生協議会
産業観光局	農林水産部	農林水産課	岡山市地域農業再生協議会担い手育成総合支援部会
産業観光局	農林水産部	農村整備課	児島湾沿岸地区国営総合農地防災事業推進協議会
都市整備局	道路部	道路計画課	一般国道 180 号岡山県整備促進期成会
都市整備局	道路部	道路計画課	岡山県市町村道整備促進期成同盟会
都市整備局	道路部	道路計画課	岡山県街路事業促進協議会
下水道河川局	下水道経営部	下水道経営企画課	岡山県下水道協会
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課	岡山県吉井川下流改修促進協力会
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課	旭川・百間川(旭川放水路)改修促進期成会
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課	笹ヶ瀬川改修事業促進期成会
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課	足守川改修促進協議会
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課	砂川改修促進期成会
消防局	消防総務部	消防企画総務課	岡山県消防長会
消防局	消防総務部	消防企画総務課	一般財団法人全国消防協会 岡山県支部
消防局	消防総務部	消防企画総務課	岡山県都市消防連絡協議会
消防局	消防総務部	予防課	岡山市連合防火委員会
消防局	消防総務部	予防課	岡山市防火安全協会
消防局	消防総務部	予防課	岡山市少年婦人防火委員会
消防局	警防部	警防課	岡山県南高速道路消防連絡協議会
消防局	警防部	救急課	岡山県南東部メディカルコントロール協議会

水道局	総務部	企画総務課	公益社団法人日本水道協会岡山県支部
教育委員会事務局	生涯学習部	京山公民館(生涯学習課)	岡山市京山地区 ESD 推進協議会
教育委員会事務局	生涯教育部	オリエント美術館	特別展実行委員会
監査事務局			岡山県都市監査委員会
農業委員会事務局			岡山県農業委員会職員協議会備前支部
議会事務局		議事課・総務課	岡山県市議会議長会
私費団体			
市民生活局	スポーツ文化部	スポーツ振興課	岡山市スポーツ推進委員協議会
市民生活局	スポーツ文化部	スポーツ振興課	岡山県スポーツ推進委員協議会備前支部
北区区役所		建部町B&G海洋センター (総務・地域振興課)	建部町B&G指導員会
東区役所		総務・地域振興課	東区スポーツ協会連合会
消防局	消防総務部	消防企画総務課	岡山市消防団団員共済会
水道局	総務部	企画総務課	岡山市水道局如水会
教育委員会事務局	学校教育部	保健体育課	岡山市学校保健会
教育委員会事務局	生涯学習部	操山公民館(生涯学習課)	岡山市立操山公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	岡南公民館(生涯学習課)	岡山市立岡南公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	岡西公民館(生涯学習課)	岡山市立岡西公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	北公民館(生涯学習課)	岡山市立北公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	西大寺公民館(生涯学習課)	岡山市立西大寺公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	上南公民館(生涯学習課)	岡山市立上南公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	一宮公民館(生涯学習課)	岡山市立一宮公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	津高公民館(生涯学習課)	岡山市立津高公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	高松公民館(生涯学習課)	岡山市高松公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	吉備公民館(生涯学習課)	岡山市立吉備公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	妹尾公民館(生涯学習課)	岡山市立妹尾公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	福田公民館(生涯学習課)	岡山市立福田公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	興除公民館(生涯学習課)	岡山市立興除公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	足守公民館(生涯学習課)	岡山市立足守公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	藤田公民館(生涯学習課)	岡山市立藤田公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	大元公民館(生涯学習課)	岡山市立大元公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	東公民館(生涯学習課)	岡山市立東公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	南公民館(生涯学習課)	岡山市立南公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	旭東公民館(生涯学習課)	岡山市立旭東公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	操南公民館(生涯学習課)	岡山市立操南公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	山南公民館(生涯学習課)	岡山市立山南公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	福浜公民館(生涯学習課)	岡山市立福浜公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	富山公民館(生涯学習課)	岡山市立富山公民館運営委員会

教育委員会事務局	生涯学習部	芳田公民館(生涯学習課)	岡山市立芳田公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	高島公民館(生涯学習課)	岡山市立高島公民館運営協議会
教育委員会事務局	生涯学習部	京山公民館(生涯学習課)	岡山市立京山公民館設備等充実委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	光南台公民館(生涯学習課)	岡山市立光南台公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	御南西公民館(生涯学習課)	岡山市立御南西公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	旭公民館(生涯学習課)	岡山市立旭公民館運営協議会
教育委員会事務局	生涯学習部	東山公民館(生涯学習課)	岡山市立東山公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	岡輝公民館(生涯学習課)	岡山市立岡輝公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	御津公民館(生涯学習課)	岡山市立御津公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	灘崎公民館(生涯学習課)	岡山市立灘崎公民館運営委員会
教育委員会事務局	生涯学習部	瀬戸公民館(生涯学習課)	岡山市立瀬戸公民館運営協議会
教育委員会事務局	生涯学習部	万富公民館(生涯学習課)	岡山市立万富公民館運営委員会
農業委員会事務局			岡山市耕作放棄地対策協議会